

平成23年度人事行政運営等の状況について

地方公務員法第58条の2の規定及び鯉ヶ沢町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき公表します。

1 職員の任用及び職員数に関する状況

1) 職員の採用の状況（平成23年度採用）

職員区分	採用人数(人)
一般行政職	
医師職	
医療技術職	
看護・保健職	
福祉職	
企業職	
技能労務職	
教育職	
計	0

2) 職員の退職の状況（平成22年度退職）

(単位：人)

職員区分	退職区分					退職者数
	定年退職	定年前 早期退職	普通退職	死亡退職	その他の 退職	
一般行政職	4		1	1		6
医師職			1			1
医療技術職						
看護・保健職	1				1	2
福祉職	1					1
企業職						
技能労務職	1					1
教育職						
計	7		2	1	1	11

3) 職員数の状況（平成23年4月1日現在）

部門	職員数(人)				
	平19	平20	平21	平22	平23
一般行政部門	141	133	133	131	129
教育部門	29	30	22	21	18
公営企業等部門	111	107	100	91	84
計	281	270	255	243	231

※公営企業等部門：上水道、国保、後期(老人)、介護、病院会計の職員。

2 職員の給与の状況

1) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

職員区分	平均給料月額(円)	平均年齢	職員数(人)
一般行政職	323,800	44歳4月	135
税務職	318,300	44歳8月	11
医師職	533,700	48歳5月	4
医療技術職	336,500	44歳0月	19
看護・保健職	306,900	44歳1月	44
福祉職	345,800	53歳6月	10
企業職	323,100	44歳1月	3
技能労務職	311,500	56歳6月	4
教育職	372,400	59歳0月	1
計（平均）	325,900	45歳1月	231

2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

（単位：円）

職員区分	大学卒（選考）	短大卒（選考3卒）	高校卒（選考）	中学卒（選考）
一般行政職	172,200	152,800	140,100 (135,600)	
医師	(278,500)			
薬剤師	(178,200)			
看護師		(188,900)		
用務員等			(135,600)	(129,200)

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

1) 職員の勤務時間（平成24年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	勤務時間割振変更制度
38時間45分	午前8時15分	午後5時00分	正午から1時間	あり

※中央病院、保育所等については、勤務時間の割振変更制度（交代制等）を行っています。

2) 年次有給休暇の取得状況（平成23年1月～12月）

	総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
	A	B	C	B/C	B/A×100
町長・各種委員会等	6,321日	1,910日	161人	11.9日	30.2%
町立中央病院	2,630日	520日	69人	7.5日	19.8%

※対象職員は、町長部局、教育委員会部局等及び公営企業等の合計から新採用職員等を除いた職員数。

3) 育児休業・介護休暇の状況（平成23年度）

区分	対象職員数（人）
育児休業の承認件数	1
介護休暇の承認件数	0

4) 特別休暇等の状況（平成24年4月1日現在）

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	有給
公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間	〃
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間	〃
社会貢献活動のための休暇	年度につき5日の範囲内	〃
結婚休暇	連続する5日の範囲内	〃
産前休暇	産前8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た期間	〃
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	〃
育児休暇	生後1年に達しない子を育てるため申し出た場合（男性・女性）：1日2回それぞれ30分以内	無給
妻の出産休暇	出産に係る2日の範囲内	有給
妻の出産に係る子の養育休暇	妻の出産（産前産後の期間内）する場合、小学校就学前の子の養育をする場合：5日	〃
忌引休暇	死亡者の区分に応じ1日～7日の範囲内	〃
法要休暇	死亡後15年以内（父母、配偶者、子）のものに限り、1日の範囲内	〃
子の看護休暇	小学校就学前の子の看護又は予防接種又は健康診断を受けさせる場合：年5日の範囲内（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上いる場合は10日）	〃
短期介護休暇	負傷又は疾病等により2週間以上日常生活に支障がある者の介護その他の世話：年5日の範囲内（要介護者2人以上いる場合は10日）	〃
夏季における心身の健康維持・増進	7月から9月の期間内における連続する4日	〃
災害等による住居復旧作業又は水食糧等確保のための休暇	地震、水害、火災その他の災害により現住居が滅失又は損壊した場合、水食糧等の確保を行う場合：7日の範囲内	〃
災害又は交通機関の事故等による休暇	地震、水害、火災その他の災害又は出勤が困難である場合：必要と認められる期間	〃
災害等による退勤時棄権回避のための休暇	地震、水害、火災その他の災害時で退勤時に危険を回避する場合：必要と認められる期間	〃

4 職員の分限及び懲戒処分状況（平成23年度）

分限処分者及び懲戒等処分者数 なし

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成23年度）

1) 研修の状況

区 分	回数	参加人数
鱒ヶ沢町が主催したもの（講演会等）	6回	514人
青森県が主催したもの（自治研修所等）	16回	49人

2) 勤務成績の評定（平成23年度）

正職員については、当町において新人事評価制度が未確定のため、実施実績なし。
臨時職員については年2回実施。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成23年度）

1) 職員の健康診断の状況

区 分	受診者数（人）	備 考
定期健康診断	64	
人間ドック	53	脳ドック7人 1日ドック46人
結核検査	65	
胃がん検診	14	
肺がん検診	3	
大腸がん検診	4	
乳がん検診	4	
子宮がん検診	4	

※病院職員除く。

2) 職員互助会の状況

平成20年度より廃止

3) 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益保護の状況
（公平委員会事務を青森県人事委員会へ委託）

①勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

②不利益処分に関する不服申立の状況

該当なし